

## 津市健康づくり実践企業の登録要領

### 1 目的

企業が積極的に従業員の健康づくりの取組を進め、健康の保持増進を図ることを目的とする。

### 2 企業の範囲

この要領における企業とは、雇用契約に基づいて雇用される従業員が存在する法人又は事業を営む個人をいう。

### 3 登録の要件

次に掲げる要件を全て満たす企業であること。

- (1) 市内に本店、支店等の事業所を有し活動している企業であること。
- (2) 従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいる、又はこれから取り組む予定であること。
- (3) 従業員の健康管理及び健康づくりについて担当者を決めている、又はこれから決める予定であること。

### 4 登録申請

津市健康づくり実践企業（以下「実践企業」という。）に登録を希望する企業は、津市健康づくり実践企業登録申請書（様式1。以下「申請書」という。）により、津市健康福祉部健康づくり課（以下「健康づくり課」という。）へ申請しなければならない。

### 5 登録の決定

健康づくり課は、申請書の提出があった場合はその内容を審査し、要件を満たすと認めるときは登録の決定を行い、当該実践企業に対し登録証と登録ステッカーを交付するものとする。

### 6 登録の期間

- (1) 実践企業の登録期間は、各年4月1日から翌年の3月31日までとする。年度途中において登録の決定を受けた実践企業にあっては、登録を開始した日から登録を開始した日の属する年度の3月31日までとする。
- (2) 登録期間が満了する1か月前までに、実践企業、健康づくり課いずれから、その相手方に対し、登録の更新を行わない旨の書面による申し入れがないときは、当該実践企業は、翌年度の登録を更新されるものとする。

### 7 事業の内容

- (1) 実践企業は、本市が策定する健康づくり計画の推進について理解し協力するものとする。
- (2) 実践企業は、本市が策定する健康づくり計画推進につながる取組を2つ以上実施し、うち1つは本市が策定する健康づくり計画の強化分野の取組

を含むものとする。

- (3) 健康づくり課は、実践企業からの要請に応じ次に掲げる支援を行うものとする。

ア 市のホームページ等に実践企業を掲載する。

イ 健康に関する情報及び啓発媒体を提供する。

ウ 健康相談及び健康教育の開催に係る講師の派遣を行う。

## 8 取組の報告

実践企業は、毎年4月1日から翌年1月31日までの取組について、津市健康づくり実践企業活動報告書（様式2）により、当該年度の2月末日までに報告する。

## 9 登録内容の変更

- (1) 登録内容に変更がある実践企業は、津市健康づくり実践企業登録内容変更届出書（様式3。以下「変更届出書」という。）を健康づくり課に提出しなければならない。

- (2) 登録内容のうち企業名に変更がある実践企業は、前号の変更届出書の提出に際し、変更前の企業名が記載された登録証を添付しなければならない。

## 10 登録の辞退

登録を辞退しようとする実践企業は、次の書類を添付した津市健康づくり実践企業登録辞退届出書（様式4）を健康づくり課に提出しなければならない。

(1) 登録証

(2) 登録ステッカー

## 11 その他

- (1) 既に登録されている実践企業は、3に規定する登録要件の有無に関わらず、引き続き登録できるものとする。

- (2) 7(3)ウに示す健康相談及び健康教育の開催に係る講師の派遣は、原則として、各実践企業につき2回を上限として実施するものとする。ただし、2回目の実施から満3年が経過した実践企業から依頼があった場合は、講師の再派遣を行えるものとする。

- (3) 8に規定する取組の報告を期日までに行わない実践企業にあっては、翌年度の登録更新は行わないものとする。